

魚津市伝統芸能開催事業

支援補助金 のお知らせ

補助金額

事業実施に要する経費で

上限**5万円**

令和4年度末（令和5年3月31日まで）

申請期限

市内各地区の祭礼行事等がコロナ禍により2年以上中止となり、地域に伝わる伝統芸能の安定的な開催と保存継承が危ぶまれていることから、令和4年度実施の祭りのほか、今後の開催に向けた準備経費等の支援を行います。

◆補助対象者

- ・ 地区振興協議会、公民館、町内会など（魚津市自治基本条例第25条第1項に記載の地域コミュニティ）
- ・ 伝統芸能保存団体（会員数5名以上）
※国・県・市指定無形民俗文化財保存団体は対象外

◆補助対象となる事業

- ・ 魚津市内にて補助対象者が主催又は参加する祭礼行事等に伴う伝統芸能の開催又は今後の開催に向けて準備を行うもの
- ・ 寺社祭礼又は文化祭などの地区行事に伴う神輿、獅子舞、踊りなどを披露する事業
※飲食提供のみの縁日や納涼祭の類に位置付けられるものは、対象になりません

◆補助対象となる経費の例

- ・ 伝統芸能行事に必要な法被や笛、太鼓などの購入資金
- ・ 伝統芸能行事の練習会場や祭礼行事開催準備に係る打ち合わせ時の会場使用料
- ・ 伝統芸能行事のチラシ作成など広告や宣伝にかかる経費
※飲食代は原則不可、祭り当日の水分補給飲料やこども等の参加謝礼用の飲料代は可

補助金の交付を申請する場合、まずは下記問合せ先へご相談ください

問合せ先

魚津市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

〒937-0066 魚津市北鬼江 313-2 TEL (0765)23-1045

メールアドレス：learning@city.uozu.lg.jp

（月～金曜日
8:30～17:15）